

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 花田 隆光	所属庁・官職 新潟家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国アリゾナ州 フェニックス
提 出 書 面 平成26年4月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月9日～同年4月2日） 平成26年3月9日～ マリコパ郡上位裁判所での研究 同月25日 アリゾナ州最高裁判所での口頭弁論傍聴 同月26日 証言録取手続傍聴及びトライバルコート見学		
キーワード欄 ・ 入国審査事務局（EOIR） ・ アリゾナ州最高裁判所での口頭弁論 ・ 証言録取手続 ・ トライバルコート ・ 性犯罪者登録手続		

平成26年4月2日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国アリゾナ州フェニックス)

新潟家庭裁判所判事補 花田 隆光

報 告 書 簡(第7回)

第1 本報告期間中におけるマリコパ郡上位裁判所(Superior Court in Maricopa County)での研究

本報告期間中、同裁判所の裁判官及び裁判所職員との面談、あるいは同裁判所での手続傍聴等の結果、とりわけ以下のような手続等に関し、有益な情報及び資料を得ることができました。1. 早期処理手続(Regional Court Center及び Early Disposition Court)、2. プレトリアルカンファレンスの内容、3. 被告人の悪行状等に関するアリゾナ証拠規則(Arizona Rules of Evidence)上の位置付け、4. 刑事量刑制度、5. 先端IT技術の新たな利用状況(iCISng)。情報を整理した上、今後可能な範囲でご報告していきたいと考えています。

第2 入国審査事務局(Executive Office for Immigration Review)に関する事前調査

前記第1の研究と並行して、平成26年4月3日から始まる米国における移民制度及び退去強制制度を主な調査事項とする短期出張者のアテンド準備として、日米の移民及び退去強制制度の基本構造の把握及び比較、米国移民裁判所の所属する機関である入国審査事務局の事前調査等を行いました。馴染みのない分野ではありましたが、幸い入国審査事務局のウェブサイトが非常に充実しており、(米国における退去強制制度を含めた)入国審査事務局の職務内容

の概観¹や各種統計の把握²が可能であったのみならず、当事者及びその代理人向けの移民裁判所の手続マニュアル³や、移民裁判官向けのベンチブック⁴が公開されていたことにより、実際の移民裁判所における移民裁判官との面談、各種手続の傍聴等のために不可欠な前提知識を得ることができました。

第3 アリゾナ州最高裁判所 (Arizona Supreme Court) での口頭弁論傍聴

前回の報告書簡でご報告した一般的裁判管轄を有する新任裁判官研修 (General Jurisdiction New Judge Orientation) に特別講師として来られていたアリゾナ州最高裁判所の [REDACTED]

[REDACTED]⁵からお誘いを受け、前同年3月25日に、同最高裁判所における2件の口頭弁論を傍聴いたしました⁶。口頭弁論では、これまでの在外研究員の報告にもあるとおり、各20分の各当事者の弁論持ち時間の多く（あるいはそのほとんど）が各最高裁判事からの鋭い質問に費やされており、米国における口頭弁論の重要性を改めて実感いたしました。なお、同最高裁判所のウェブサイトでは、同最高裁判所における口頭弁論の概説⁷がなされるとともに、当該口頭弁論の事案の概要⁸が公開されており、これらの情報は実際の口頭弁論の傍聴の際に役立ちました。

第4 証言録取手続傍聴及びトライバルコート見学

在外研究員が長年公私にわたりお世話になっている [REDACTED]

¹ <http://www.justice.gov/eoir/press/2010/E0IRataGlance09092010.htm> 及び <http://www.justice.gov/eoir/sibpages/Organization.html> 等参照。

² <http://www.justice.gov/eoir/statpub/syb2000main.htm> 参照。

³ http://www.justice.gov/eoir/vll/OCIJPracManual/ocij_page1.htm 及び <http://www.justice.gov/eoir/vll/qapracmanual/apptmtn4.htm> 等参照。

⁴ <http://www.justice.gov/eoir/vll/benchbook/index.html> 参照。

⁵ [REDACTED]

⁶ <http://azcourts.gov/AZSupremeCourt/LiveArchivedVideo.aspx> から、誰でも口頭弁論の録音録画内容を視聴することができます。

⁷

<http://www.azcourts.gov/clerkofcourt/OralArgumentCalendar/GuidetoArizonaSupremeCourtOralArguments.aspx> 参照。

⁸ <http://www.azcourts.gov/casesummaries/Home.aspx> 参照。

のお誘いで、前同月 26 日、ヒーラリバーインディアンコミュニティ (Gila River Indian Community) のサカトン裁判所 (Sacaton Court) にて証言録取手続 (Deposition) を傍聴するとともに、同裁判所の副コートアドミニストレーターの方に同裁判所をご案内いただきました。同弁護士から、証言録取手続についての弁護士から見た意義やその実際の運用等についてご説明を受けたことが有益であったことはもとより、米国におけるネイティブアメリカン保護区の特殊性や問題点等については複数の法律家から既にご指摘いただいております、関心を持っていたところでしたので、この機会にトライバルコート (tribal court) についても検討することができ、米国裁判所の多層構造の理解を進めることができたと感じています。トライバルコートについては、引き続き関心を払っていきたいと考えています。

第5 性犯罪者登録制度

先日当職が居住するアパートに、性犯罪者の登録内容に関する通知が届きました。アリゾナ州では、一定の性犯罪者につき登録制度が設けられており¹⁰、上記通知はこの制度の一環です。アリゾナ州の刑事制度は保守的と評されることが多いところ、これらの制度の中には多くの興味深い論点が存在していると実感しています。

第 6 結語

アリゾナ州における在外研究期間は残り2か月ほどとなりましたが、研究残存期間と反比例して関心事項が広がっており、タイムマネジメントの重要性を痛感しています。この在外研究から少しでも多くを吸収すべく引き続き努力してまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

⁹ 民族裁判所については、上村海判事補作成に係る平成25年6月4日付け平成24年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）12頁以下にも記載があります。

¹⁰ Arizona Revised Statute § 13-3821 ないし § 13-3829 参照

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 花田 隆光	所属庁・官職 新潟家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国アリゾナ州 フェニックス
提 出 書 面 平成26年4月23日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月3日～同年4月23日） 平成26年4月3日～ マリコパ郡上位裁判所での研究 同日～同月12日 竹林判事の調査アテンド 同月13日 日本語弁論大会への審査員としての参加 同月15日 弁護士事務所への訪問		
キーワード欄 ・ 米国における移民政策，退去強制手続等 ----- ・ 追放取消し ----- ・ 行政上の閉鎖 ----- ・ 最初の審問（イニシャルアピアランス） ----- ・ アレインメント ----- ・ 予備審問（プレリミナリーヒアリング） ----- ・ 日本語弁論大会 ----- ・ 弁護士事務所訪問		

平成26年4月23日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国アリゾナ州フェニックス)

新潟家庭裁判所判事補 花田 隆光

報 告 書 簡(第8回)

第1 竹林俊憲判事の調査アテンド

主に米国における移民制度及び退去強制制度等を調査されるため、平成26年4月3日から同月12日まで東京地方裁判所の竹林俊憲判事がアリゾナ州に来訪されました。マリコパ郡上位裁判所(Superior Court in Maricopa County)の

を通じてフェニックス移民裁判所(Phoenix Immigration Court)における各種手続傍聴及び移民裁判官(Immigration Judge)等との面談を、アリゾナ州立大学ロースクール(Arizona State University, Sandra Day O'Connor College of Law)の

を通じて移民法教授との面談を、フェニックス市裁判所(Phoenix Municipal Court)の を通じて移民法弁護士との面談を、それぞれ設定するとともに、竹林判事のその他の関心事項である裁判手続における電子化や民事長期未済事件への対処法等についても、マリコパ郡上位裁判所等での調査を調整いたしました。

全ての調査に同行いたしましたが、その中でもとりわけ興味深かったのが、退去強制手続(現在は、正確には追放(removal)手続と呼ばれています。)からの救済制度の1つである追放取消(Cancellation of Removal)手続に関連

する状況です。全米で年間（10月1日から翌9月30日までで通算します。）4000人しか同救済が認められないという上限が定められているところ、平成26年は、既に2月の段階でこの上限に達してしまっており、仮に移民裁判官が同救済を現時点で認めたとしても、実際にその認容決定が効力を発するのは同年10月1日以降となり、当該事案以外の認容数及びその時期次第で順番待ちになり得るのだそうです。また、事件数に比して移民裁判官等の数が絶対的に少なく、各種手続傍聴の際に指定された次回期日が1年後ということも珍しくありませんでした。移民裁判官の決定に控訴がなされた場合、控訴判断機関である移民不服審判所（Board of Immigration Appeals）から判断が下されるまでは2ないし5年かかり、その決定が連邦控訴裁判所に上訴された場合には、その判断まで更に数年を要する状況にあるとのことです。こうした危機的状況は数年前から生じているとのことで、政府による移民政策とも密接に関連しているようです。こうした状況において、行政上の閉鎖（Administrative Closure）という制度が、不法移民らに対する事実上の救済策となっていることも窺われました。同制度は、移民裁判所等が裁量で、処理すべき事件から当該事件を取り除く（行政的に閉鎖する）というものです。これは終局処分ではなく、被告（respondent）又は国家安全保障局（Department of Homeland Security）から移民裁判所に新たな審問期日の要請がない限り審問を開かないこととするという事実上の処分です。誤解を恐れず言えば、事実上事件を放置するということです。行政上の閉鎖がなされると、当該事件の被告は（違法なままではあるものの）事実上米国で働き続けることができます。多くの事件数を抱える司法長官（Attorney General）や入国審査事務局（Executive Office for Immigration Review）を始めとする関係者の苦心が窺われます。

他にも、ここでは詳述する余裕はありませんが、前回ご報告した事前準備の段階では気付かなかった、起訴裁量（Prosecutorial Discretion）、Deferred Action for Childhood Arrivals（通称ダッカ（DACA））、Provisional Unlawful

Presence Waiver 等、多くの新たな施策が、米国の移民政策及び追放手続等に関連していることも把握することができました。

本アテンドは、他のアテンドに比してアポイント入れや事前準備に最も苦心したものでしたが、少子化が進む我が国においても今後移民問題に関する議論が益々活発になることが予想される中、この機会に竹林判事の上記調査に同行させていただけたことは、私にとって大変貴重な経験となりました。

第2 本報告期間中におけるマリコパ郡上位裁判所での研究

現在は、同裁判所でのプレトリアル段階の手続、とりわけ早期処理手続 (Regional Court Center 及び Early Disposition Court) の理解に努めています。その前提として、アリゾナ州における最初の審問 (Initial Appearance)、アレインメント (Arraignment) 及び予備審問 (Preliminary Hearing) に関する調査を行いましたので、本日付けで報告書簡として提出いたしました。

第3 その他

前同年4月13日には、アリゾナ州立大学で行われた、例年在外研究員が協力している日本語弁論大会に、審査員として参加してまいりました。

また、同月15日には、これまでも在外研究員がお世話になっている [REDACTED] の事務所を訪問いたしました。同弁護士は、米国連邦最高裁判所で弁護士広告の自由化に関与された方としても著名な方です。同弁護士の弁護士事務所は、米国における自動車事故、医療過誤及び製造物責任等を専門に取り扱う中規模ローファームの典型であるとのこと、更には先端技術の活用状況等についてもご紹介いただくことができました。

第4 おわりに

在外研究期間の終わりが近づくにつれ、本当に時間が飛ぶように過ぎていると感じます。貴重な経験をさせていただけていることに心から感謝しながら、最後まで精一杯努力してまいりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 花 田 隆 光	所属庁・官職 新潟家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国アリゾナ州 フェニックス
提 出 書 面 平成26年5月5日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月24日～同年5月5日） 平成26年4月24日～ マリコパ郡上位裁判所での研究 同日 ヒーラ郡上位裁判所訪問 同年5月1日 トホノ・オータム・トライバルコート訪問		
キーワード欄		
・ プレトリアル段階手続		
・ 早期処理手続（RCC及びEDC）		
・ 刑事和解協議		
・ ヒーラ郡上位裁判所訪問		
・ トホノ・オータム・トライバルコート訪問		
・ ネイティブアメリカン保護区		

平成26年5月5日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国アリゾナ州フェニックス)

新潟家庭裁判所判事補 花田 隆光

報 告 書 簡(第9回)

第1 本報告期間中におけるマリコパ郡上位裁判所(Superior Court in Maricopa County)での研究

前回ご報告したとおり、同裁判所におけるプレトリアル段階の手續、とりわけ早期処理手續(Regional Court Center 及び Early Disposition Court)並びに刑事和解協議(Criminal Settlement Conference)について調査いたしましたので、その結果をまとめた本日付け報告書簡を提出いたしました。

現在は、アリゾナ州における量刑制度概観について調査を進めております。

第2 ヒーラ郡上位裁判所(Superior Court in Gila County)訪問

一般裁判管轄を有する新任裁判官研修(General Jurisdiction New Judge Orientation)の際、指導者(mentor)としてお世話になったヒーラ郡上位裁判所の [REDACTED] のお誘いを受け、平成26年4月24日、同裁判所を訪問し、民事医療過誤トライアル¹及

¹ この際、アリゾナ州においては、民事トライアルの場合のみ、評議が始まる前にも、陪審員全員が休廷時間に評議室に揃っている場合には、全ての証拠調べ及び最終弁論が終了するまで結論は出さないということを前提として、証拠につき議論することを許可できる(Arizona Rules of Civil Procedure Rule 39(f)) ことを知りました。傍聴した民事トライアルでは、3週間にわたる複雑困難な内容のトライアルであったにもかかわらず、評議自体は事案からすると極めて短時間(2時間程度)に終了し、評決に至ったとのことで、このことからすると、陪審員は、証拠調べの際にほぼ結論を出していたものと推測されます。こうした陪審員の様子は、証拠調べのうちから担当裁判官も把握されていましたが、有意義な評議のためには証拠に

び刑事殺人事件トライアルを傍聴したほか、同裁判所の施設見学や電子機器の利用状況等について面談をいたしました。

トライアルの運用自体についてはマリコパ郡上位裁判所におけるそれと大きな差異はなかったのですが²、同裁判所より相当程度小規模であるヒーラ郡上位裁判所では、当然のことながら施設構造や人員配置、コートセキュリティ等の多くの面でマリコパ郡上位裁判所とは異なっており、そうした郡における違いを経験できたこと自体、大きな収穫でした。また、ヒーラ郡上位裁判所における電子機器の活用状況にも進んだものがありました。トライアルその他各種手続が全て録音録画され、その様子が裁判所職員のパソコン上で全て把握できることはもとより、ヒーラ郡上位裁判所と同程度の裁判所でも、アリゾナ州最高裁判所（Supreme Court of Arizona）が私企業と提携して作成したコートマネジメントシステム³を導入し、また、書類のスキャニングを通じた記録等の電子化も進められているとのことです（ただし、マリコパ郡上位裁判所のようにペーパーレス化されているとまではいえず、紙媒体での記録も併用されています。）。アリゾナ州では、最高裁判所を筆頭に、州裁判所全体として電子化の流れを推し進めようとしている姿勢が強く窺われます。

第3 トホノ・オータム・トライバルコート（Tohono O'odham Nation Justice Center）訪問

連邦法、州法と並び、米国におけるもう1つの法領域であるトライバルコー

ついて記憶の新たなうちに議論することは重要である一方で、場合によっては、全ての証拠が出揃い、当事者双方の代理人からの最終弁論前に、陪審員による結論が出てしまう危険性が付きまとい、こうした事態は避けるべきであることから、このバランスの取り方には苦慮されているご様子でした。なお、同規則上、正当な理由がある場合には、裁判所により、こうした評議前の証拠に関する議論を制限又は禁止することもできるとされています。

² ただし、（州が異なれば当然ですが、同じ州であっても、）郡が異なれば、プレトライアル段階の手続や陪審員選任手続には大きな差異があるというお話もうかがい、興味深く感じたところです。前記及び後記第3の新任裁判官研修でも同旨の指摘がなされていたところでした。

³ これに対し、マリコパ郡上位裁判所においては、同裁判所のテクノロジー部門が独自のコートマネジメントシステムを構築しています。

ト (tribal court) についての理解を更に深めるべく⁴、制限的裁判管轄を有する新任裁判官研修 (Limited Jurisdiction New Judge Orientation) の際に親しくさせていただいた [redacted] 及び [redacted] のお誘いを受け、前同年5月1日、トホノ・オータム・トライバルコートを訪問いたしました。主にアリゾナ州の南西部に広がるトホノ・オータム保護区 (reservation) は、アリゾナ州においてはナバホ (Navajo) 族に次ぐ第2位の規模を誇ります。[redacted] には、同裁判所の施設見学⁵や、裁判手続の流れ概略等のみならず、同保護区における自身の民族のメンバーが運営する立法府や執行府の役割や、それらと司法府との関係について言及していただき、これらを見学することで、初めて「保護区における自治権」ということの意味を実感することができました。そしてこうした自治権は、司法権の実現においてもそうですが、同民族の同民族の歴史、文化等とは切り離すことのできない関係となっており、[redacted] に、こうした歴史・文化等についてもご教示いただくことで、ネイティブアメリカン保護区についての理解を深めることができたように思います。

なお、上記保護区はメキシコのボーダーとも接しており、頻繁に国境警備隊 (border patrol) がパトロールしています。実際、メキシコからの不法移民が絶えないとのことで、ここでも前回のご報告の際に検討した移民問題の困難さを、予期せず体感することとなりました。

第4 おわりに

いよいよ次回が最後のご報告となります。この貴重な時間を最後の瞬間まで大切に過ごしてまいりますので、どうか引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

⁴ 第1回のトライバルコート訪問の様子については、当職作成に係る平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡 (第7回) 3頁以下に記載いたしました。

⁵ 同裁判所においても、書類のスキャニングによる電子化を進めており、現在は紙媒体の記録との併用をしているものの、将来的にはペーパーレス化を目指しているとのことです。